

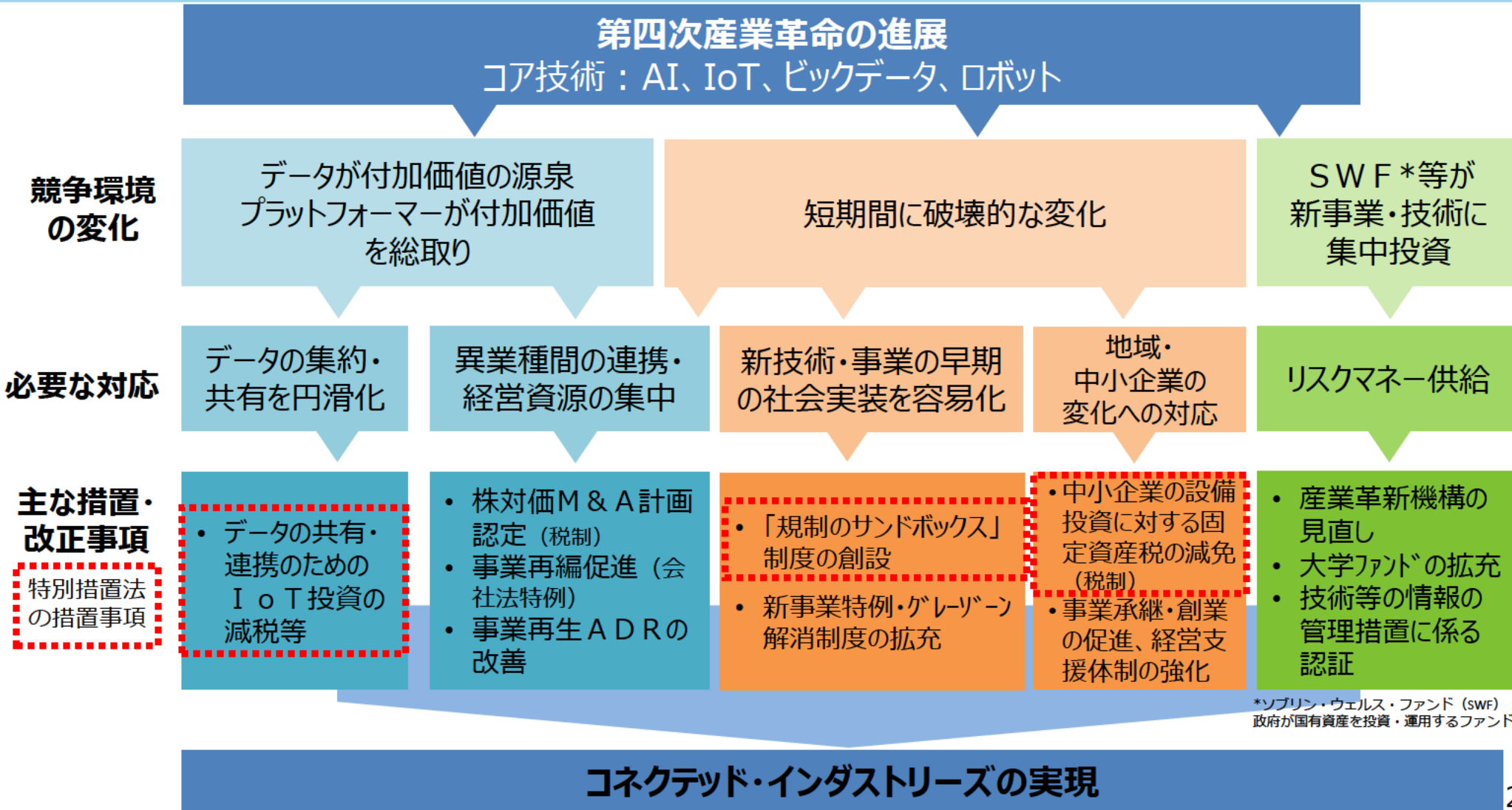
**生産性向上特別措置法案  
産業競争力強化法等の一部を改正する法律案  
について**

**平成30年3月**

**経済産業省**

# 生産性向上特別措置法制定・産業競争力強化法等改正の背景

- **第四次産業革命**による新しい技術の社会実装に伴う**付加価値構造の大きな変革**が必至だが、我が国の対応には遅れ。**各国が積極的な産業政策**を打ち出す中、**我が国産業の国際競争力**がこれ以上毀損しないよう、**施策強化が急務**



# 生産性向上特別措置法案関係

- (1) プロジェクト型「規制のサンドボックス」
- (2) データの共有・連携のためのIoT投資の減税等
- (3) 中小企業の設備投資に対する固定資産税の減免

# 「規制のサンドボックス」制度

- 新しい技術・ビジネスモデル：付加価値の創出には早期の社会実証が不可欠。

→FinTechの分野では、既に9カ国<sup>(※)</sup>（英国、香港、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、UAE、豪州、カナダ）が規制のサンドボックス制度を創設。英国、シンガポール、UAEでは具体的な実証例も出始めている。

(※)現時点で確認がとれている国

## 現在の状況

### 規制当局

- 新しい技術等がよくわからない。
- 適用の前例がなく、担当レベルでは判断できない。
- リスクの程度がわからない。
- この計画は問題なさそうだが、認めると同様の要望を断れない。

→事業者に資料やデータの提出を求める。  
→検討過程で追加的なデータを求めたり、方針が変わる。  
→長期間回答を保留する。  
→審議会で検討し、すぐには結論を出さない。  
→その間「規制適用の可能性」を留保。

### 事業者

- どの規制が関係あるかわからない。
  - 規制に反しない方法がわからない。
  - 実証できないのでデータがとれない（提出できない）。
- 法令違反を恐れて実証に踏み切れない。  
→見通しが立たず日本では諦める。

## 「規制のサンドボックス」制度

- 評価委員会で新しい技術等について議論・意見。
- 規制当局による遅滞ない回答を規定。
- 参加者等の同意を得て、時間を区切って実証。

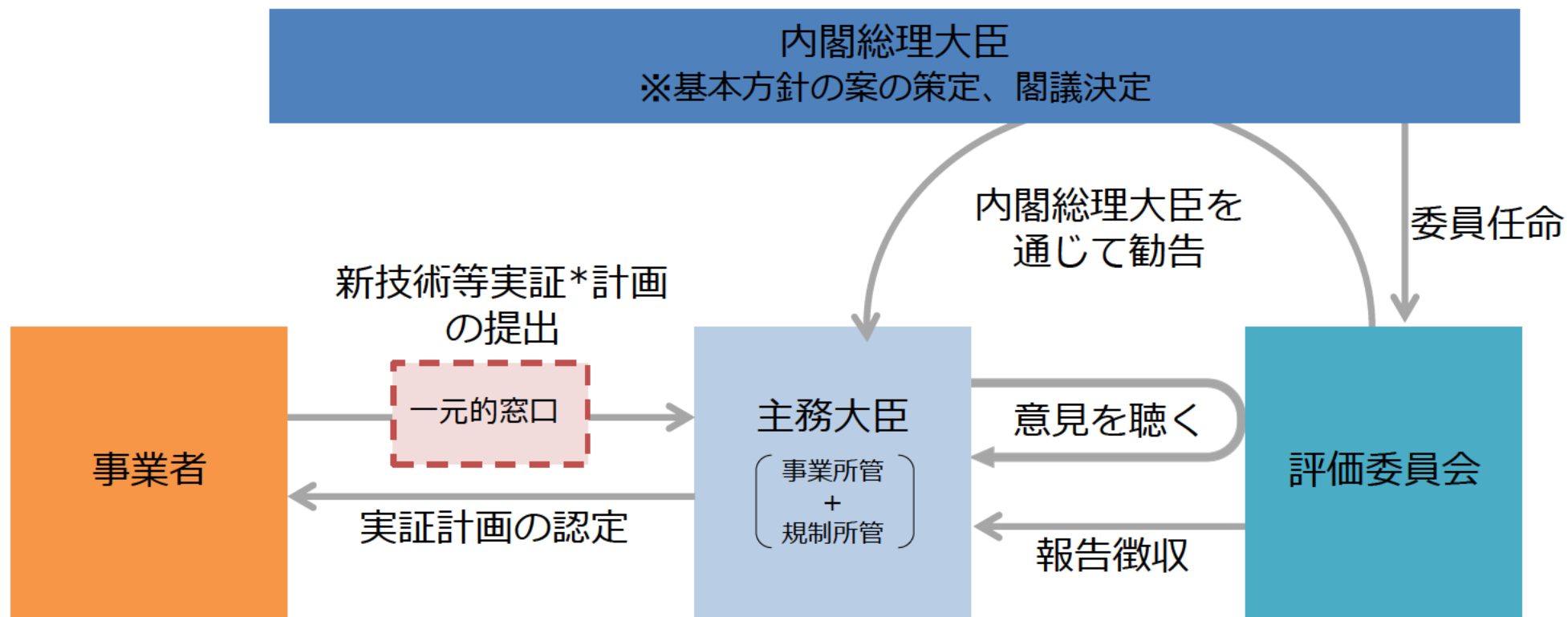
- 内閣官房に窓口を設け、一元的に計画を受け付け。
- 一元的窓口が、事業者に伴走して支援。
- 実証により弊害なくできる旨のデータを取得し、規制改革につなげられる仕組み。

※「新事業特例」や「グレーゾーン解消制度」では、

- 規制当局の判断の根拠が必ずしも示されない。← 今回の法改正で措置。
- 規制当局と規制の適用について議論する仕組みがない。

# 「規制のサンドボックス」制度 具体的スキーム

第2条、第8条～第20条、  
第31条～第35条関係



※参加者等から同意を取得。

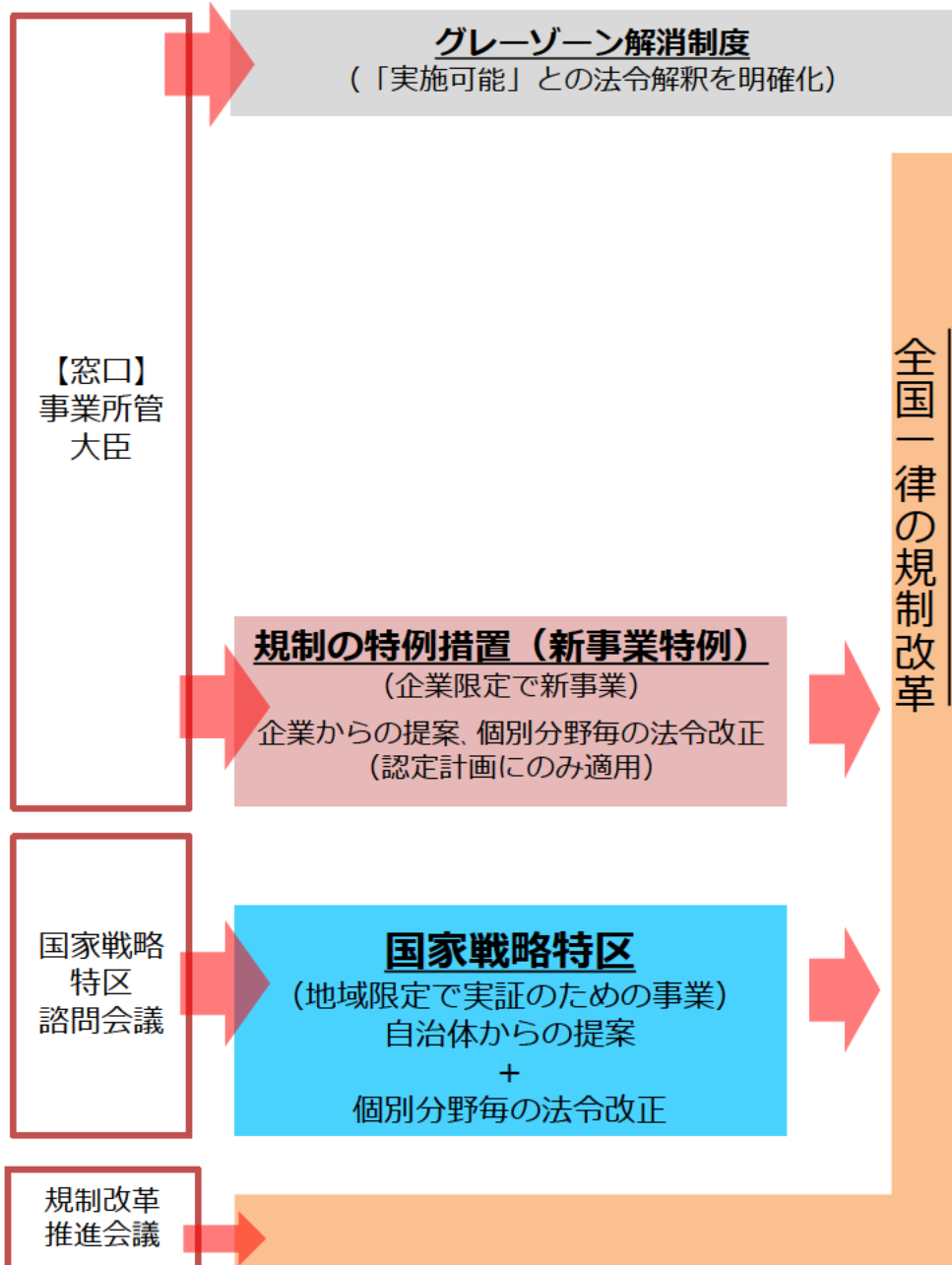
※国は実証に必要な資金調達支援（債務保証等）。

- 基本方針適合性、法令適合性等を確認
- 評価委員会の意見を踏まえ、実証計画を認定
- 実証後、規制の見直しを検討

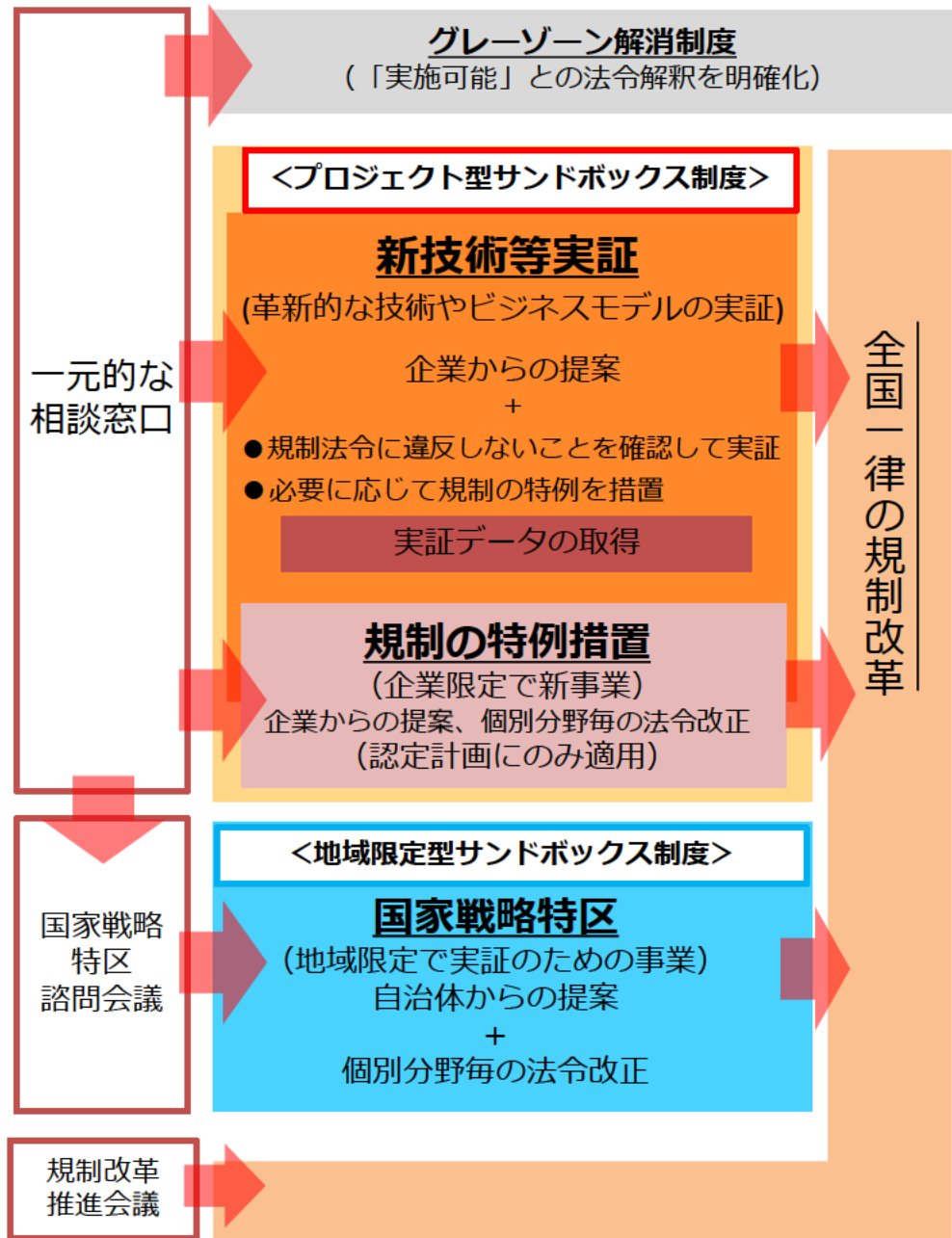
\* 新技术等実証の定義：新技术等の実用化の可能性について行う実証であり、新技术等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うもの。

# (参考) 各規制改革スキームの関係

## 現在の制度



## 新しい枠組み

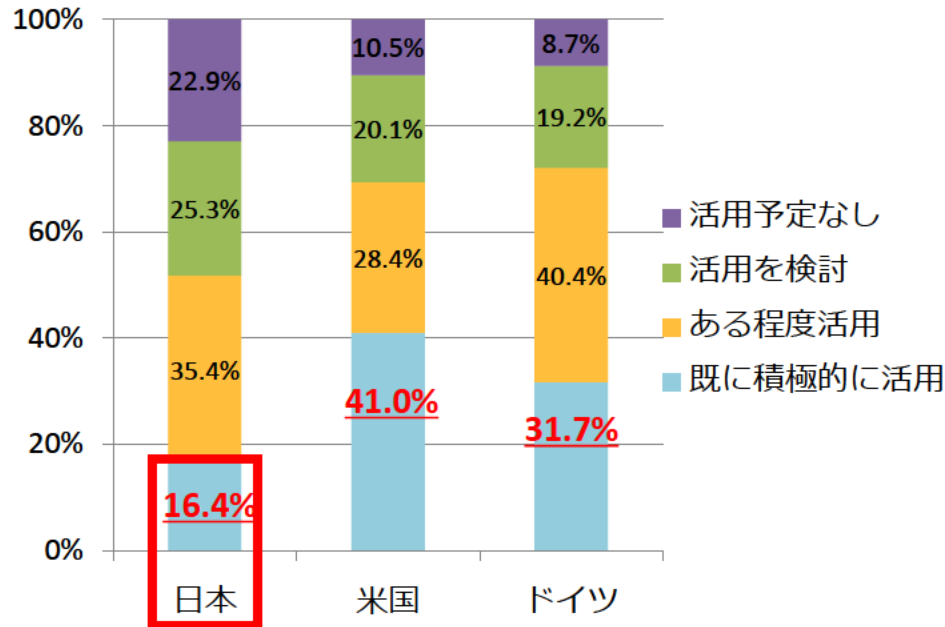


# 我が国のデータ利活用の現状と課題

- 我が国では、データの利活用が進んでおらず、諸外国に比べて遅れをとっている状況。また、利活用の状況としても、わが国企業では付加価値拡大等の高度なデータ利活用を行えていない状態。

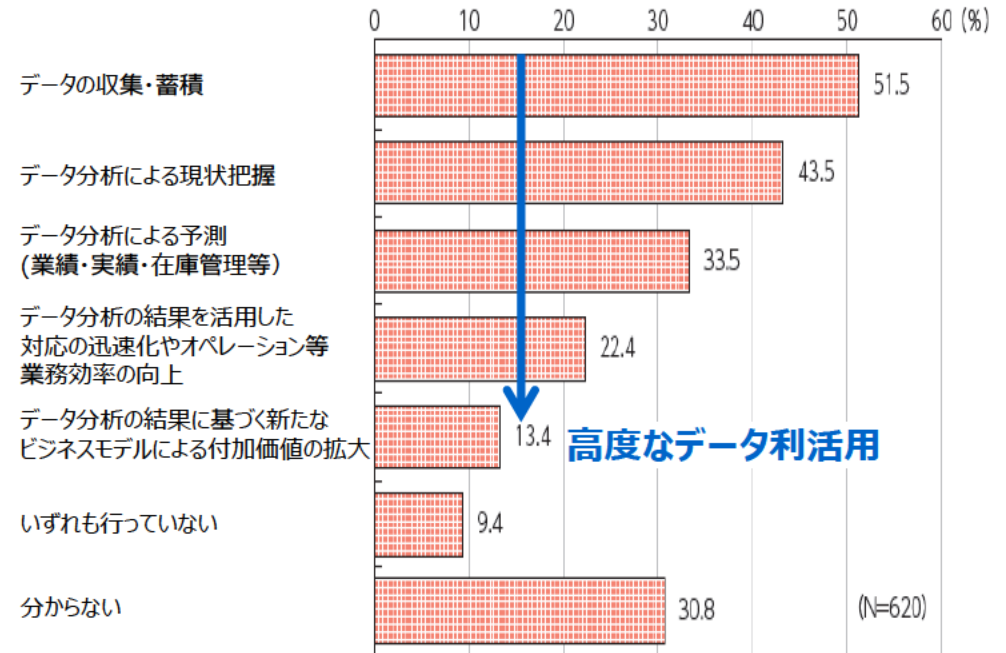
## 諸外国比較（データの利活用状況）

欧米諸国に比べてデータを利活用している企業が少ない。



（出典）総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」（平成29年）から経済産業省作成

## 我が国企業におけるデータの利活用状況



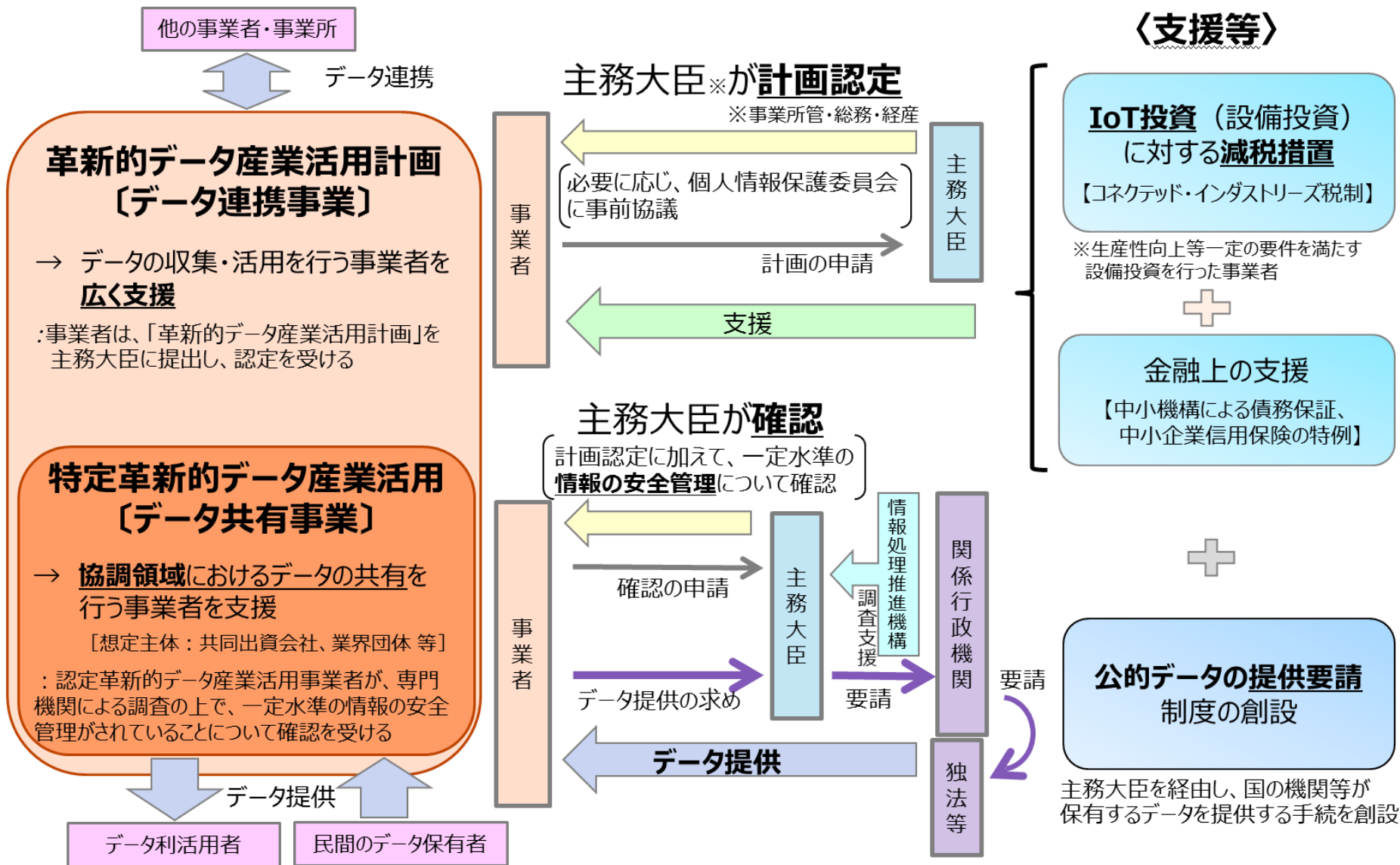
（出典）総務省「IoT時代におけるICT産業の構造分析とICTによる経済成長への多面的な貢献の検証に関する調査研究」（平成28年）から経済産業省作成



# データ活用の推進に向けた施策

第2条、第21条～第35条関係

- IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータについて、産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し支援。

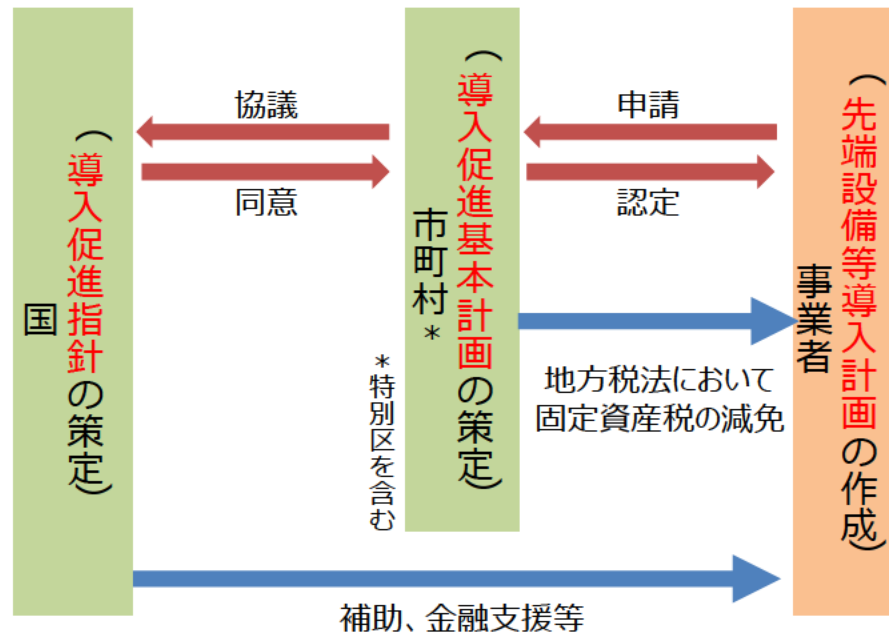




# 中小企業の設備投資に対する固定資産税の減免

- 中小企業の「生産性革命」の実現のため、生産性向上のための設備を導入する中小企業の計画を認定（固定資産税の減免等）。
- 「生産性革命」の実現に向けて、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を強力に後押しするため、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。

## 制度の概要



## 補助事業の一覧

補助事業	概要	予算規模 30当初案・ 29補正案
ものづくり・商業・サービス補助金	中小企業のロボット導入など生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援	1,000億円
持続化補助金	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等の取組を支援	100億円
サポイン補助金	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援	130億円
IT導入補助金	中小企業のIT導入により、バックオフィス業務の効率化や売上向上を支援	500億円

# 産業競争力強化法等の一部改正関係

(参考) 産業競争力強化法 (平成25年) の施行状況

## 3つの歪み

## 結果

①過小投資  
民間投資を拡大し、設備の  
新陳代謝を図り、イノベー  
ションを強化

- 設備投資の拡大：63兆円(平成24年度)  
→ 当初目標としていた**年間約70兆円を達成**。
- 産業革新機構による支援：  
支援決定金額 累計**1兆479億円**(平成29年12月末時点)
- ベンチャー投資の拡大：  
認定VCファンド組成規模 累計**約310億円**(平成29年12月末時点)
- 市町村の創業支援事業計画の認定：  
1,741自治体中**1,379自治体**が計画認定(平成29年12月末時点)
- △**R&D型ベンチャー**への投資案件及びユニコーン・ベンチャー等への**大型の投資案件が少ない**。

②過剰規制  
萎縮せず新事業にチャレン  
ジできる仕組みを創る

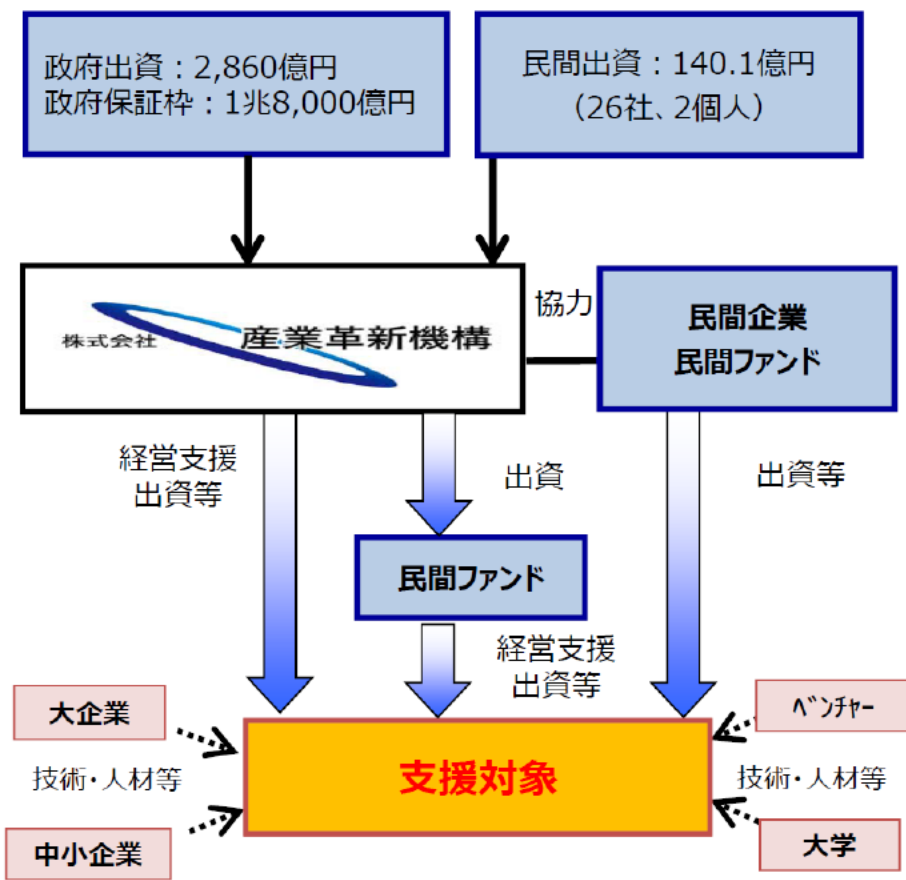
- 企業単位での規制改革：**企業実証特例制度11件、  
グレーゾーン解消制度116件**(平成29年12月末時点)
- △**必要なデータ**が十分に集められないため、規制官庁が規制改革に踏み  
切れず、イノベーションの成果の**早期社会実装が困難**。

③過当競争  
収益力を飛躍的に高め世  
界で勝ち抜く製造業その他  
我が国産業を復活させる

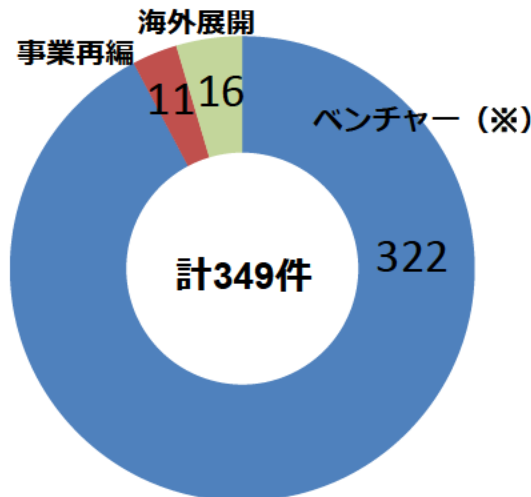
- 事業再編計画の認定：  
事業再編**43件**、特定事業再編**5件**(平成29年8月末時点)
- 過剰供給構造に関する調査を実施・公表 (石油、石化、硝子)
- △不採算部門を抱え続けており、**大胆かつ機動的な事業再編**は道半ば。

# 産業革新機構について

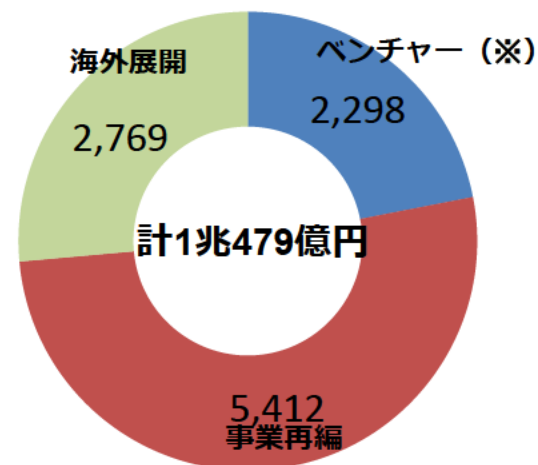
- 2009年7月、我が国のオープンイノベーションを目的に設立。ベンチャー、事業再編、海外展開支援等を行う。設立後、約350件（約1兆円）の支援決定。



**支援決定数 (件)**  
(2017年12月末時点)

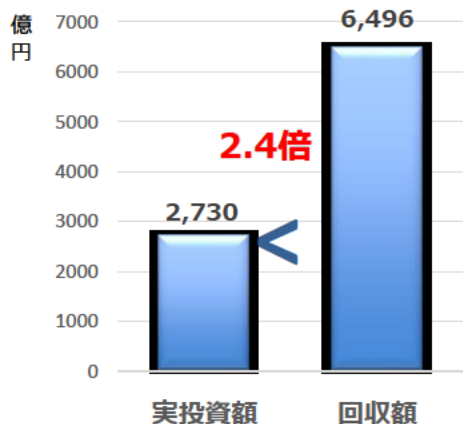


**支援決定金額 (億円)**  
(2017年12月末時点)

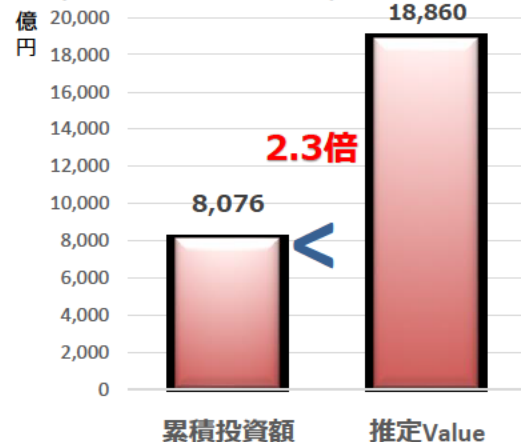


※LP出資を通じた投資案件を含む

**Exit実績 (LP出資等除く)**  
(2017年12月末時点: 41件)



**Performance予測**  
(2017年8月末時点)



※産業革新機構資料を基に経産省作成

# 産業革新機構のベンチャー投資の特徴

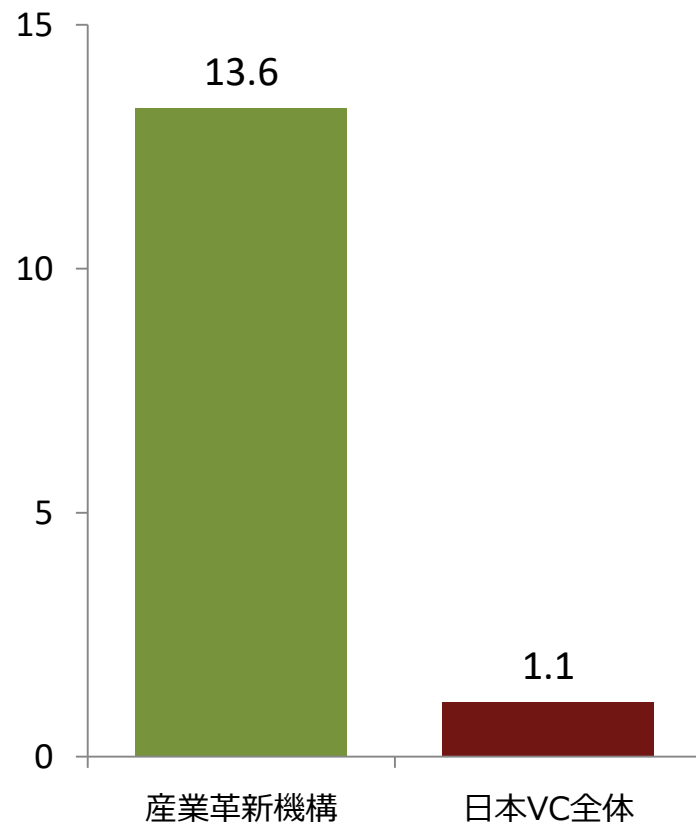
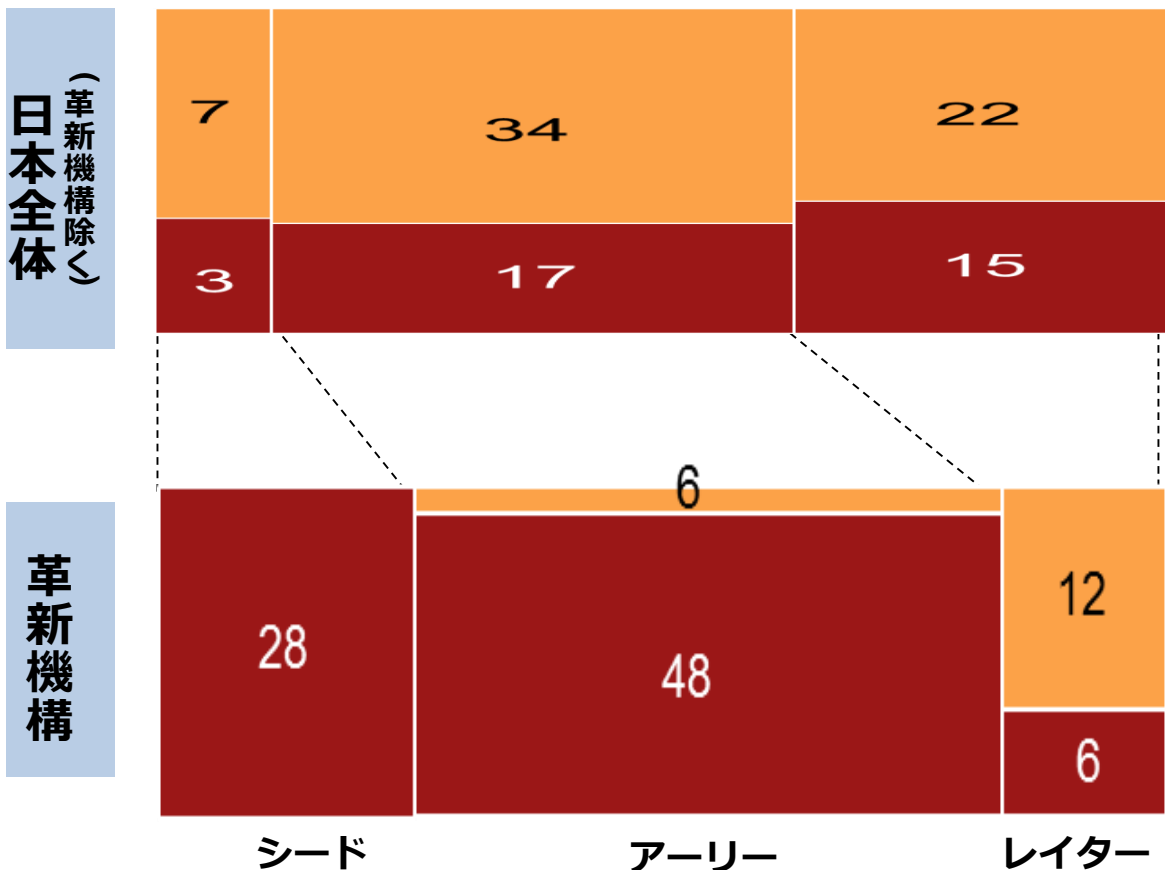
産業革新機構は非IT関連のシード・アーリー期の投資や、規模の大きな投資等、民間VCの投資が手薄な分野へ投資を行っている。

国内VCと産業革新機構のステージ別・業界別投資金額の割合（2015年度） 一件あたり投資金額

（億円）

IT関連 非IT関連

数字は全体（100%）に占める割合(%)

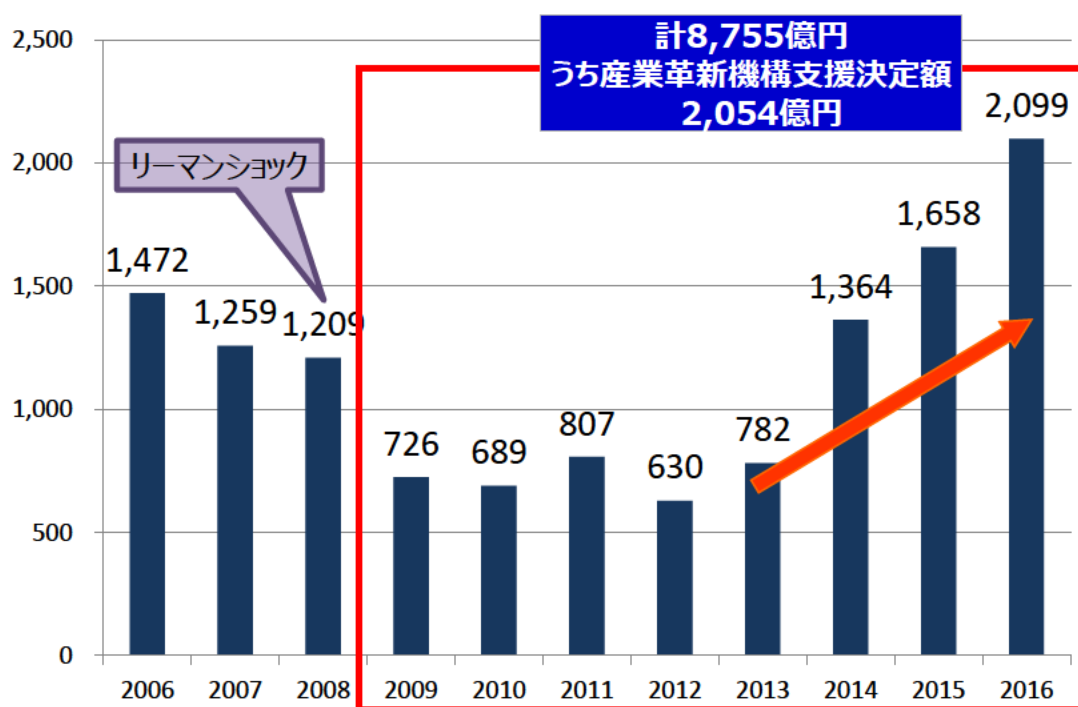


※LP投資を除く

# VC投資規模

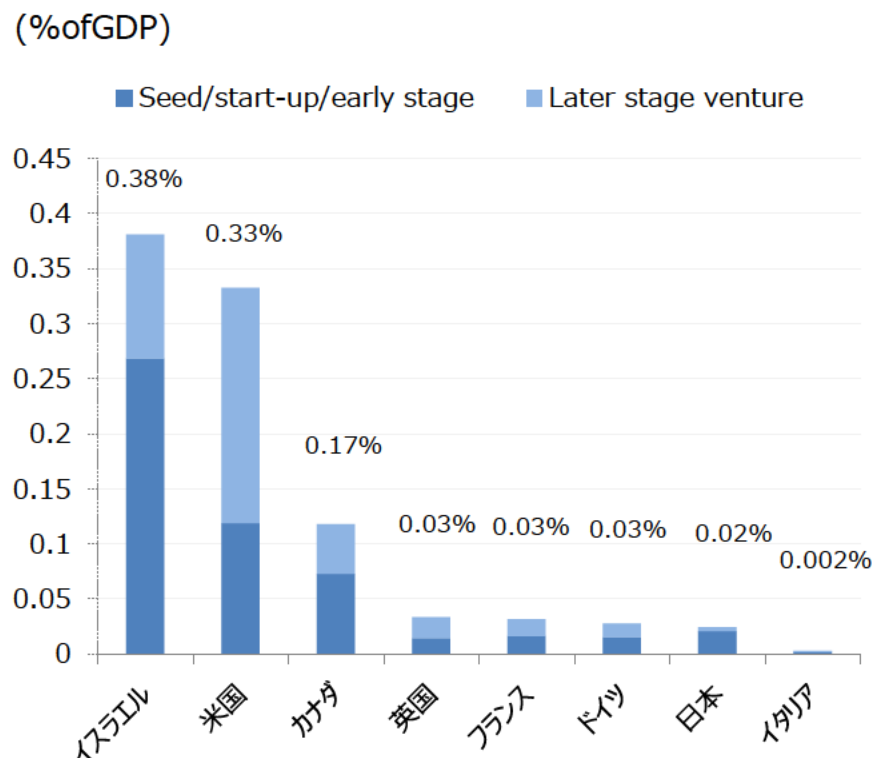
- 産業革新機構は、日本のVC投資の約2割を担っており、リーマンショック後のリスクマネー供給の収縮期において量的な下支えとなった。
- 近年ベンチャー投資の額は増加しているものの、対GDP比では0.02%程度であり、米国の0.33%と比較すると大きく見劣り。

## ▼ 未上場ベンチャーの資金調達の増加 調達金額（億円）



© 2016 Japan Venture Research Co., LTD.

## ▼ ベンチャー投資のGDPに対する比率（2015年）



出所：Entrepreneurship at a Glance 2016

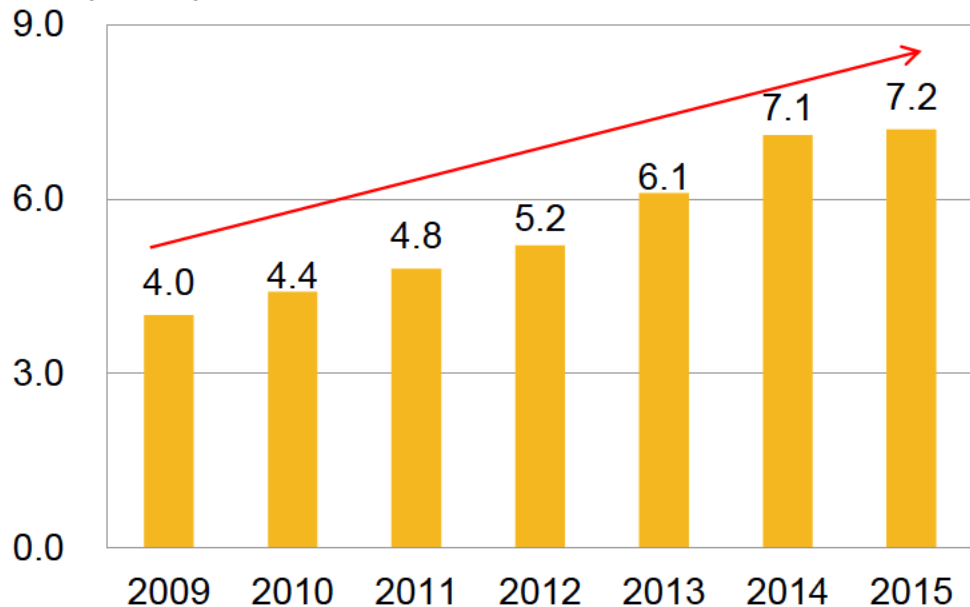
# 産業革新機構設立後の環境変化

## ソブリン・ウェルス・ファンド (SWF)

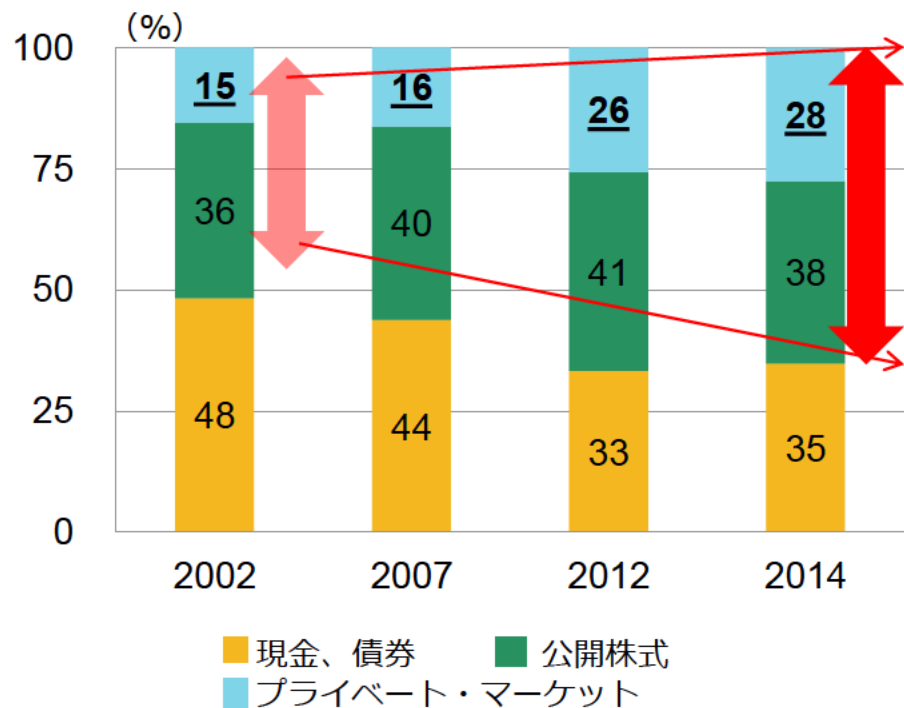
(例：中国投資有限責任公司 (CIC)、  
シンガポール政府投資公社 (GIC)、アブダビ投資庁 (ADIA))

- ソブリン・ウェルス・ファンド (SWF) の運用資産は、2009年から2015年にかけて、新興国の外貨準備金の増加等を背景に、約4兆ドルから約7兆ドルに増加。
- SWFは、これまでの安定的な運用から、将来的な自国産業の育成・振興等の観点から、プライベート・エクイティや企業買収等へと資金を振り分けだしている。

ソブリン・ウェルス・ファンドの運用資産残高  
(兆ドル)



SWFのアセットアロケーション





# 産業革新機構の見直し

創設後の環境変化

- **第四次産業革命の進展**  
⇒オープンイノベーションに対するリスクマネー供給の重要性が増大。
- **ソブリン・ウェルス・ファンド等**世界のリスクマネー供給が変化
- 産業革新機構の創立以後のマーケットの変化  
⇒IT関連のアーリー分野など民間で相当カバーされるようになった領域が存在。  
⇒**バイオ・創薬・宇宙・素材・ロボットなど長期・大規模なリスクマネー供給**の必要性は増大。
- 産業革新機構の残りの活動期間が7年に。⇒**長期案件への投資が困難に。**

1. 投資対象に関する運用を見直し（IT関係のアーリー・ステージについては民間VCの投資が拡大していることを踏まえ、Connected Industries/Society5.0の実現に向けた投資を重点的に行うなど）
2. **投資機能の強化**を図り、「産業革新投資機構」に**名称を変更**するとともに、長期・大規模の成長投資を中心に、**引き続きリスクマネー供給を行えるよう措置。**

- **投資機能の強化**
  - ①**明確なミッション**設定  
⇒政府が策定する「投資基準」において、ミッションを明確化
  - ②投資に適した**ガバナンス**の実現  
⇒適切な規律と現場での迅速・柔軟な意思決定を両立  
-事後評価と成果主義の徹底
- **期限の見直し**  
-規律維持のため、現行案件は終期（平成37年3月31日）を変更せず  
-新たに15年程度の終期で新ファンドを立ち上げ、新規投資を行えるよう措置（平成46年3月31日まで）
- 他の官民ファンドの株式を機構が保有できる規定等を設ける。

見直しの主なポイント



# 会社法の特例措置等（1）株式対価M&Aの円滑化のための特例の対象拡大

- 株式対価M&Aは、現金を用いずに買収できるため、手元資金に余裕のない新興企業等にとって、特に大規模買収が行いやすくなるなどの意義がある。欧米では一般的なM&Aの手法。
- 30年度税制改正で対象会社の株主に対する課税繰延措置が講じられるのに合わせて、現行法ではTOB（公開買付）の場合のみを対象としている会社法特例を拡充し、TOB以外の方法（相対取引）によるM&Aも対象に追加することで、非上場会社も含めたM&Aの円滑化を図る。

## 株式対価M&Aの意義

- ① 大規模なM&Aが可能となる
- ② 株式市場で将来の成長が期待されているが、**足元で資金に余裕のない成長期の新興企業もM&Aが可能**
- ③ **対象会社の株主も、買収後の買収会社・対象会社の成長や業績向上による利益を享受可能**

## 現行法の特例措置

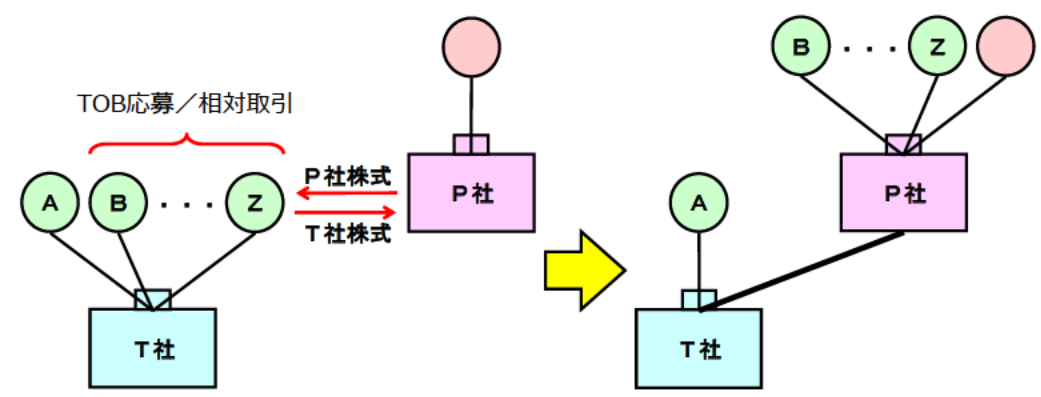
- 現行強化法では、**会社法上の株式の有利発行規制等を適用除外とする特例の対象は、TOB（株式公開買付）**による買収のみ。

## 改正内容

- 株式対価M&Aに関する会社法特例の対象に**TOB以外の方法（相対取引）による買収を追加**。これにより、非上場会社に対する株式対価での買収が円滑化される。

※なお、**H30年度税制改正**では、強化法上の特別事業再編計画の認定を受けた株式対価M&Aについて、買収される対象会社の**株主の譲渡損益課税の繰延べが措置**される予定。

## 株式対価買収のスキーム



TOB（株式公開買付）による買収の場合 現行法上  
支援  
対象

相対取引による買収の場合 現行法上  
支援  
対象外 改正で  
支援  
対象へ

# 会社法の特例措置等（2）キャッシュアウトのための株式等売渡請求制度に関する要件緩和

- **完全子会社化（100%化）**は、一体的なグループ経営等による企業価値向上のために有効。
- その実施手段として、機動的な「キャッシュアウト」のために平成26年会社法改正により創設された**株式等売渡請求制度を幅広く活用しやすく**するため、強化法において、会社法上の**議決権保有要件（9/10以上）を2/3に引き下げる特例**を措置。

## 株式等売渡請求制度とは

- **完全子会社化（100%化）**する際などに、支配株主が対象会社の9/10以上の議決権を保有していれば、対象会社の株主総会決議を要することなく**機動的な「キャッシュアウト」**（※）が可能に。

（※） 支配株主が、少数株主の保有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく、金銭を対価として取得すること。

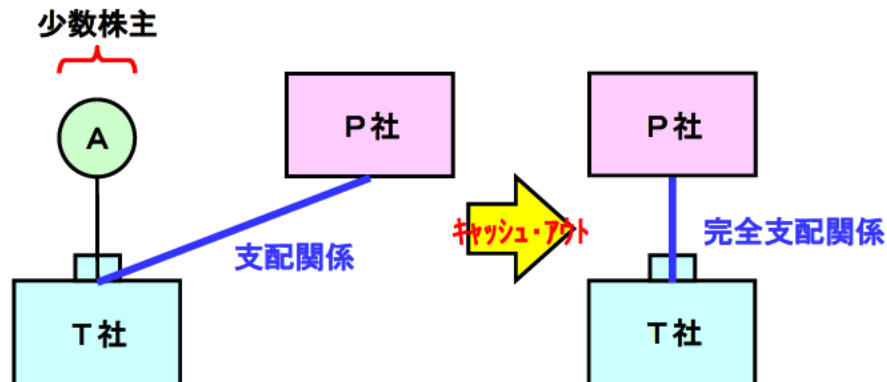
## 現行法の特例措置

- 現行強化法には、株式交換等について、**認定事業者が2/3**（会社法上の本則では9/10）**以上の議決権を保有している会社**については、**その株主総会決議が省略可能**となる会社法の特例が存在。

## 改正内容

- 認定事業者の株主総会決議を省略可能とする**特例の対象に、株式等売渡請求を行う場合を追加**。これにより、議決権保有要件を会社法上の「9/10以上」から「2/3以上」に引下げ。

## 株式等売渡請求等によるキャッシュアウト



他の再編手法  
（株式交換等）の場合

現行法上  
**支援  
対象**

株式等売渡請求の場合

現行法上  
**支援  
対象外** → **改正で  
支援  
対象へ**

# 会社法の特例措置等（3）スピノフの円滑化のための特例の創設

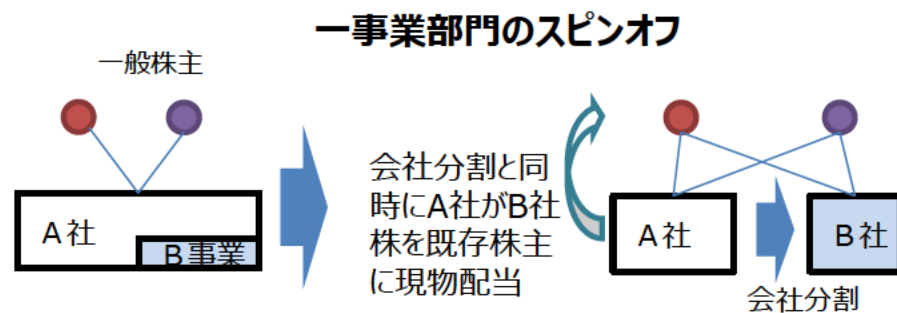
- 「スピノフ」(※) は、切り出された部門が、**迅速・柔軟な意思決定**や**独自の資金調達**をできるようになることなどにより、**企業価値向上の実現が期待される**、**海外では一般的な事業再編手法**。  
(※) 特定の事業部門や子会社を切り出して資本関係の無い別会社とし、経営を独立させる取組。
- 会社法上、スピノフを行うには原則として**株主総会の特別決議**が必要であるところ、**産業競争力強化法の認定を受けた場合は手続的負担を緩和**することで、**スピノフの実施を円滑化**する。

## スピノフの概要

- スピノフは、以下のような効果を通じ、**企業価値向上につながる**ことが期待される。
  - 元の会社の経営者は中核事業に専念することが容易に
  - 切り出された事業部門や子会社は、**迅速・柔軟な意思決定**や**独自の資金調達**が可能に
- **H29年度税制改正**により、一定の条件を満たすスピノフについて**課税繰延べを措置したことで、ニーズが高まりつつある**。
- 会社法上、スピノフを行うには、原則として**株主総会の特別決議**が必要であり、この手続的負担が**阻害要因**となっている。

## 改正案

- スピノフされた会社の株式が**遅滞なく上場予定**であること等を要件として、**株主総会特別決議を省略**できるとし、**金銭配当と同様の簡易な手続**によってスピノフを実施可能とする。



金銭配当を取締役会で決定できる会社

現行法上  
**株主総会特別決議が必要**

改正で  
**取締役会決議で実施可能に**

その他の会社

現行法上  
**株主総会特別決議が必要**

改正で  
**株主総会普通決議で実施可能に**

# 技術等の情報の管理に係る認証機関の認定制度の創設

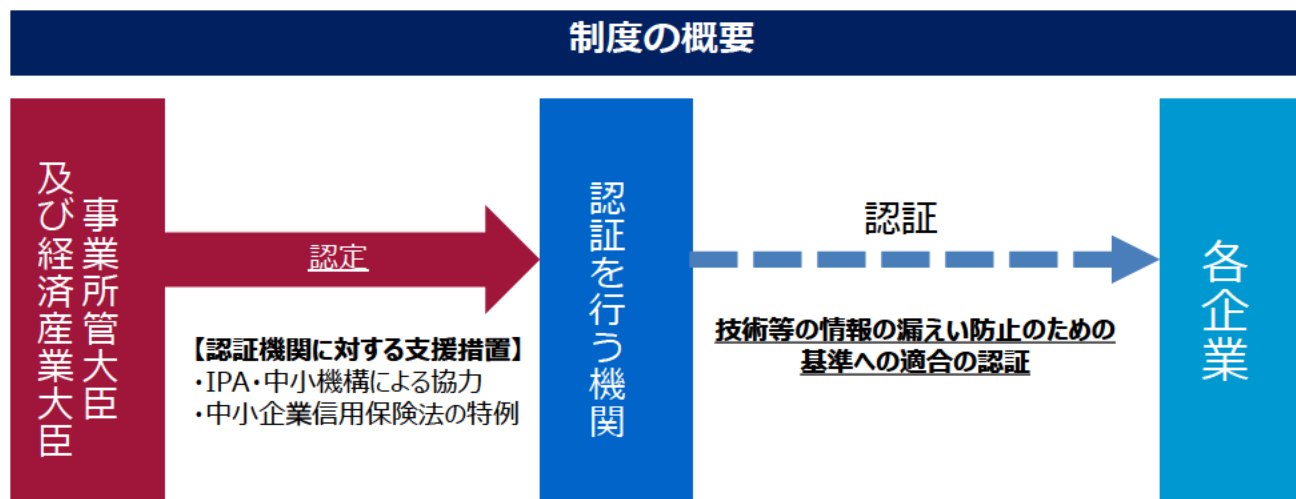
第2条、第67条～第79条関係

- 事業者にとって重要な技術情報の管理（守り方）について、情報セキュリティの専門家等による意見も踏まえて、重要技術管理ガイドラインを作成し、平成29年4月に公表。
- 本ガイドラインについて、研究開発予算で試行的に活用するとともに、事業者向けの説明会を開催していく中で、事業者からは、ガイドライン遵守についての認証制度創設の要望が寄せられた。

## （事業者の声の例）

- ◆ 取引先企業の情報管理の状況に不安（鉄鋼メーカー）
- ◆ 認証があれば他社の情報管理の状況確認のコストを軽減することが可能（精密機械メーカー）
- ◆ 公的な認証があるとガイドラインを守るインセンティブとなる（鍛造メーカー）

事業者の声に応え、産業競争力の強化を図るため、事業者の技術等の情報の管理措置（漏えい防止のための措置）が一定の水準以上にあることを認証する機関に係る認定制度を創設。





# 事業再生ADRの改善

- 事業再生ADRから法的整理である民事再生法や会社更生法に移行した場合、事業の継続に不可欠な**商取引債権**について、**保護される予見可能性を高める規定を創設**。
- 商取引が維持されることで、債務者の事業価値の毀損を減らす可能性が高まることから、円滑な事業再生に資することが期待される。

## 事業再生ADRの概要

- 過剰な債務を抱える事業者の**事業再生を支援する制度**。裁判所が関与しない**私的整理**であり、中立な専門家（特定認証紛争解決事業者）が、金融債権者と債務者の間を調整。

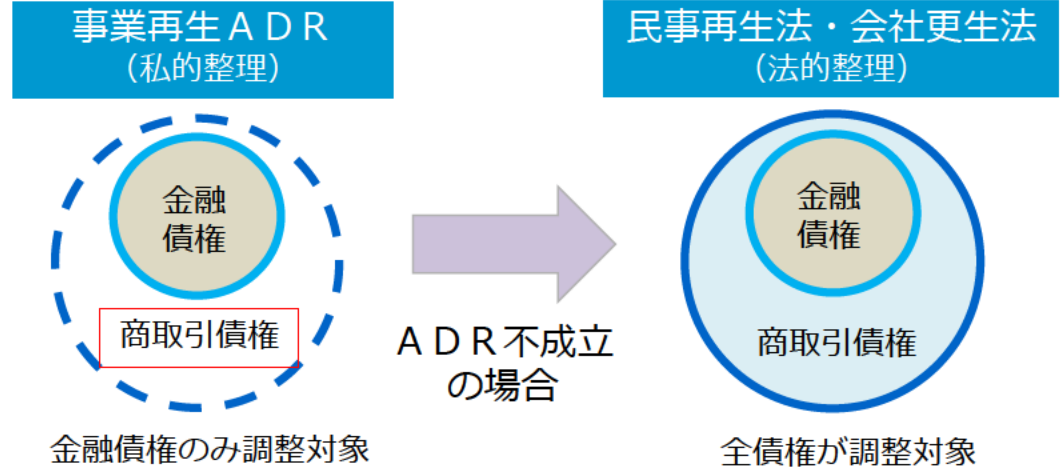
## 現状の問題

- 事業再生ADRは**私的整理**であることから**全金融債権者の同意が必要**であり、一部でも反対があると法的整理に移行。
- その場合、信用不安から**取引先が離反し債務者の事業価値が毀損**すると、**事業再生が円滑に進まない可能性**が生じる。

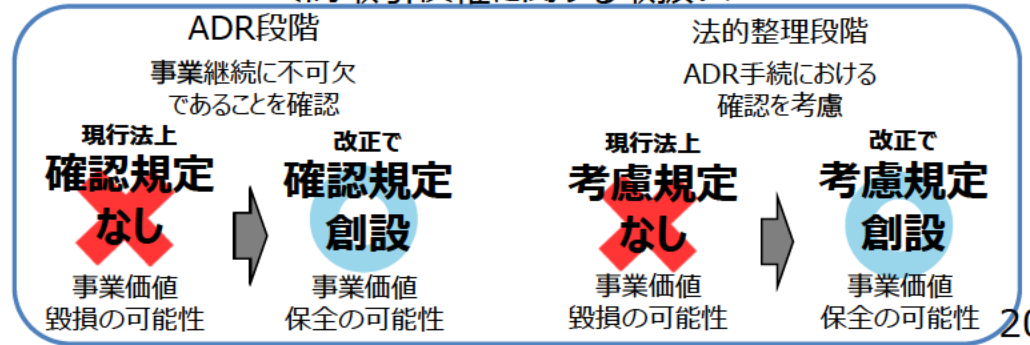
## 改正内容

- 事業再生ADR手続のなかで、**商取引債権について、弁済が事業の継続に不可欠であること等を確認**。
- 法的整理移行後に、裁判所が**商取引債権の弁済等の判断に際して、上記の確認を考慮することを義務付け**。

## 手続における対象債権の範囲の比較



### <商取引債権に関する取扱い>



# 大学ファンドの見直し

- 現行の産業競争力強化法は、大学の研究成果の活用を通じてイノベーションを促進するため、国立大学法人等が、大学ファンドを通じて大学発ベンチャーへの出資等を行うことができる制度を規定。
- 同事業による支援対象は、これまで、自大学と共同研究等の連携を行っている大学発ベンチャーに限られていたが、新たに、自大学との連携に限らず、他の大学や企業との連携等を通じて事業化を進める大学発ベンチャーも対象に加えることとする。

## 設立済みの大学ファンド一覧

	東京大学 協創プラットフォーム開発（株） （IPC）	京都大学 イノベーションキャピタル（株） （ICAP）	大阪大学 ベンチャーキャピタル（株） （OUVC）	東北大学 ベンチャーパートナーズ（株） （THVP）
予算額	417億円	292億円	166億円	125億円

# グレーゾーン解消制度・新事業特例制度

- **グレーゾーン解消制度**：新たな事業を実施する前に、規制の適用の有無を確認できる制度。
- **新事業特例制度**：企業単位で規制の特例措置を整備し、その適用を認める制度。
- **現行制度の課題**
  - ① 行政機関が事業者へ回答する際の理由開示義務が無いため、回答趣旨が不明確でも問い合わせができず、新事業の実施に支障。(グレーゾーン解消制度)
  - ② 適用可能性のある規制法令を特定できない、必要情報が記載された照会書等を作成できない等の理由により、行政機関の援助なしには制度の活用が困難。(グレーゾーン解消制度・新事業特例制度)

## 改正による制度の拡充

### ①行政機関による回答時の理由提示と回答公表を義務化 (グレーゾーン解消制度)

- 規制の適用関係における予見可能性を向上することにより、新事業を促進。
- 回答時の理由提示と公表により、他の事業者を含めた産業全体の新事業を促進。

### ②申請前の情報提供・助言等のサポート (グレーゾーン解消制度・新事業特例制度)

- 行政機関が、関係する規制法令の特定、照会書等の作成に必要な情報提供等を行う旨を規定し、制度の活用を促進。



# 廃止事項

## (1) 設備導入促進法人の指定制度 (現行法第2条、第61条～第74条関係)

リース契約の特性（初期費用負担を抑えることができること等）を活かして企業の競争力強化につながる先端設備等の導入を促進するため、経済産業大臣が指定する設備導入促進法人に対して、①リース保険契約の引受け、②リース事業者に対する情報提供、助言、指導その他の援助を行う業務を可能とする制度。

⇒利用ニーズがないため廃止。

## (2) 特定事業再編計画の認定制度 (現行法第2条、第26条～第27条関係)

事業の生産性を著しく向上させることを目指して、複数企業による共同の取組として、事業の切り出し・統合を行い、新需要の開拓等に取り組む事業者の計画を認定し、支援を行う制度。

⇒直近の実績がなかったため廃止。

## (3) 種類株を用いたキャッシュ・アウト手続に係る会社法特例 (現行法第35条関係)

T O Bにより議決権の9 / 1 0以上を取得した場合、全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社化手続において、株主総会決議及び種類株主総会決議並びに裁判所の許可手続を不要とする特例。

⇒平成26年の会社法改正により、会社法本則で措置済みとなったため廃止。

## (4) 中小企業承継事業再生計画の認定制度 (現行法第2条、第120条～第125条関係)

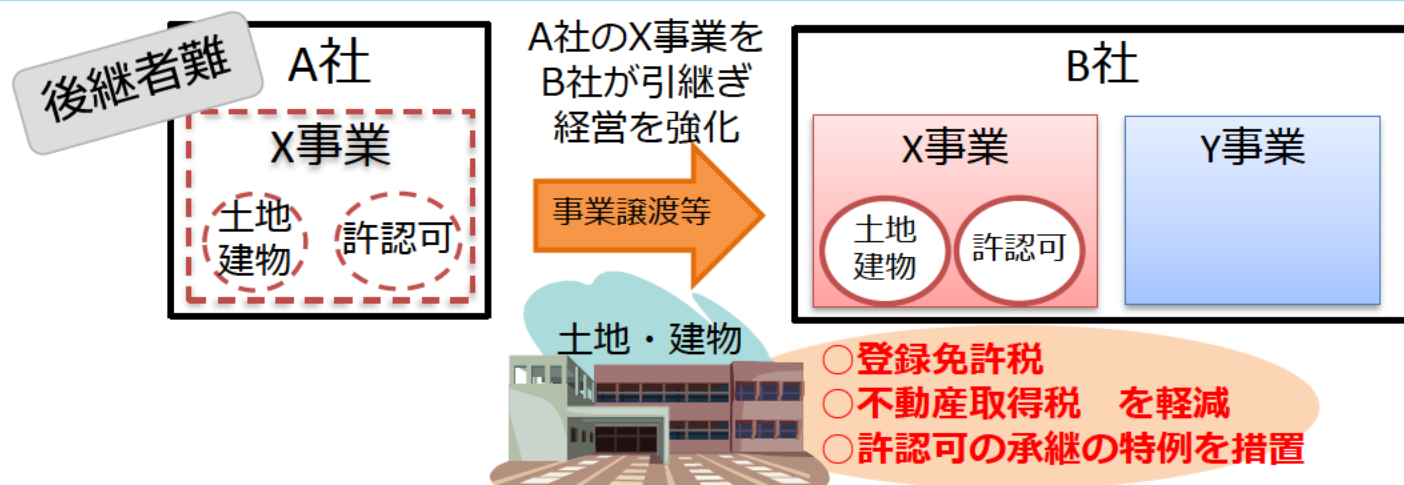
財務状況等が悪化した中小企業者の事業を承継し、再生を図る取り組み（いわゆる第二会社方式による事業再生）の浸透を図るため、これらに取り組む事業者を認定し、税制・金融支援等を行う制度。

⇒第二会社方式による事業再生は浸透し、直近の実績も減少したため廃止。

**中小企業・小規模事業者関連措置 I**  
**～事業承継や創業の促進による新陳代謝の加速化～**

# (1) 再編統合による事業承継加速化 (中小企業等経営強化法改正)

- 中小企業の経営者の高齢化は一層深刻化しており、地域やサプライチェーンにとって重要かつ優良な事業も、廃業リスクにさらされている。
- 生産性向上を支援する「経営力向上計画」について、現状は原則として自社資源を活用したものを念頭に置いているが、M&A等による事業承継を伴うものを対象に追加し、税制優遇や法的な許認可の引継等の支援を講じる。



(参考1) 登録免許税・不動産取得税の特例

事業譲渡の場合*		通常税率	計画認定時の税率
登録免許税		2.0%	1.6% (1/5減額相当)
不動産取得税	土地	3.0%	2.5% (1/6減額相当)
	建物	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

\*株式の譲り受けの場合は、登録免許税・不動産取得税は非課税

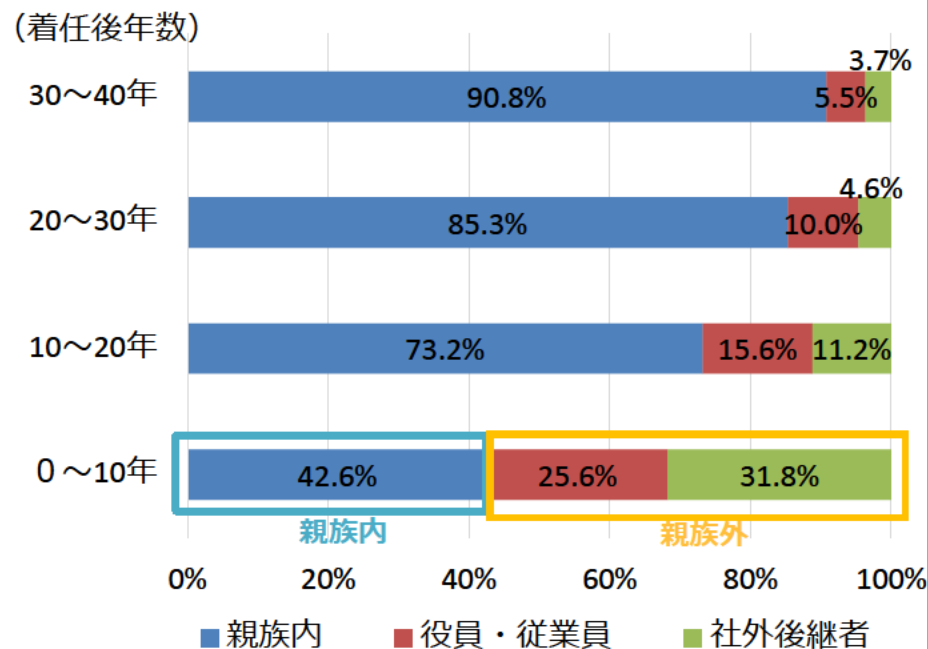
(参考2) 許認可承継の特例

承継された事業に係る許認可を承継  
⇒再編・統合に要する事務コスト・  
事業上のリスク等を削減

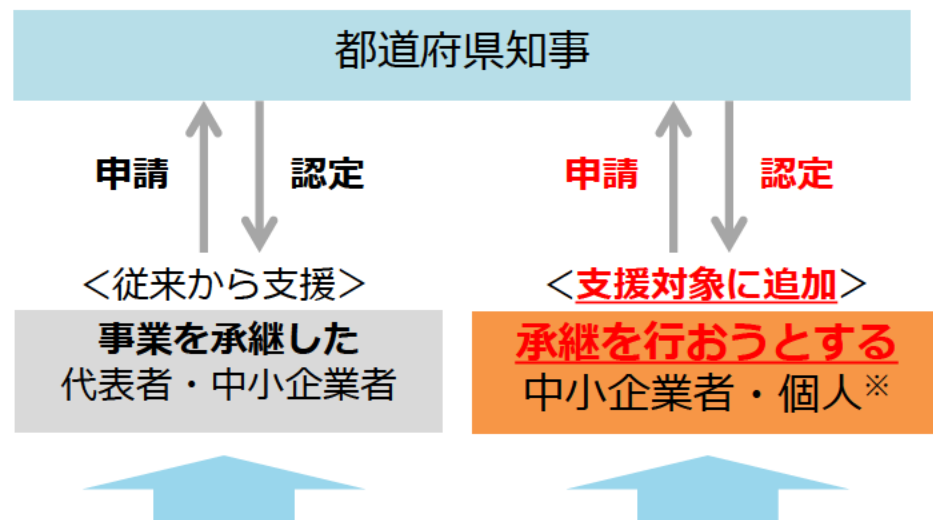
## (2) 親族外承継時の資金ニーズへの対応 (中小企業経営承継円滑化法改正)

- 親族外・社外後継者による事業承継が増加しており、これから承継を行おうとする中小企業者・個人が事業承継を行う際に生じる資金ニーズに対応することが必要。
- **事業承継に係る金融支援 (信用保証の特例、公庫による低利融資) の対象**について、現状の「事業を承継した者」に加えて「**事業承継を行おうとする者**」を追加。

経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係  
(近年承継した経営者ほど親族外・社外承継が多い)



(出典) 中小企業庁委託「中小企業の資金調達に関する調査」  
(2015年12月、みずほ総合研究所株) (再編・加工)



多額に上る**株式、事業用資産の取得資金**の確保等のため、①保証協会による**信用保証の特例**、②**公庫融資の特例**を措置。

(※) 承継を行おうとする中小企業者・個人

→ア) 承継先の後継者検討状況

イ) 株式譲渡契約書のドラフト 等を確認

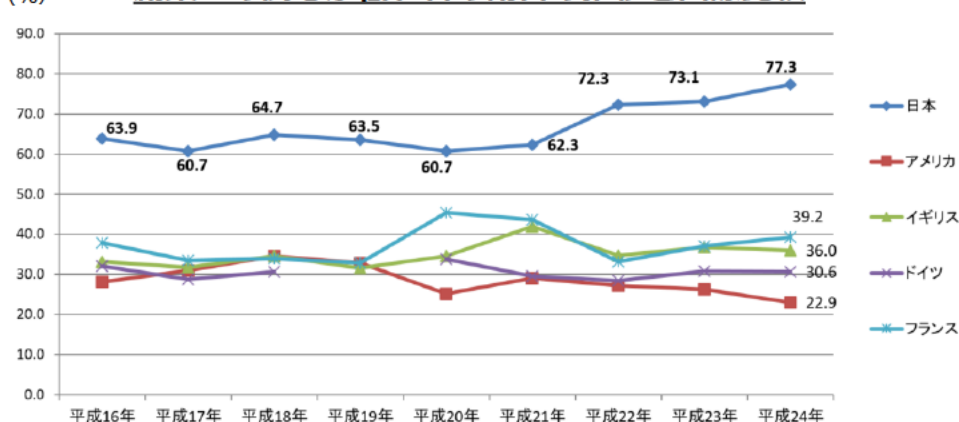
# (3) 創業の普及啓発による次世代の担い手確保 (産業競争力強化法改正)

- 日本では、創業を希望する者が創業に至る割合は米英並みである一方、そもそも創業に関心を持つ者が少ないことが課題。
- **市町村を中心に行う創業支援**について、現状の創業を行おうとする者への直接的な創業支援に加えて、**創業に関する普及啓発を行う取組を追加**。

## 創業支援の現状と課題

- 市町村を中心に行う創業支援の枠組み（創業支援事業計画）について、これまで計画認定自治体は平成29年末時点で1,379市区町村（全国人口カバー率97%）。計画に基づく支援を受けて創業した者は約7万人（平成26-28年度）
- 一方でわが国は、諸外国に比べて創業無関心者の割合が一貫して高い。

創業への関心が低い者の割合の推移と国際比較



(出典) 中小企業白書 (2017年度)

## 支援対象として追加する事業

	創業支援等事業 (市町村の策定する創業支援等事業計画に基づき実施)			
	【現行法】 創業支援事業		【改正法案での措置】 創業普及啓発事業	
具体例	創業セミナー 相談窓口 マッチング支援		起業家教育	
事業対象 左：実施者 右：参加者	商工会 商工会議所 金融機関 等	創業を 行おうとする者	教育事業者 NPO 等	創業普及啓発 の対象者
主な 支援措置※	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証特例</li> <li>事業者補助金 (2/3, 上限1千万)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証特例</li> <li>事業者補助金</li> </ul>	-

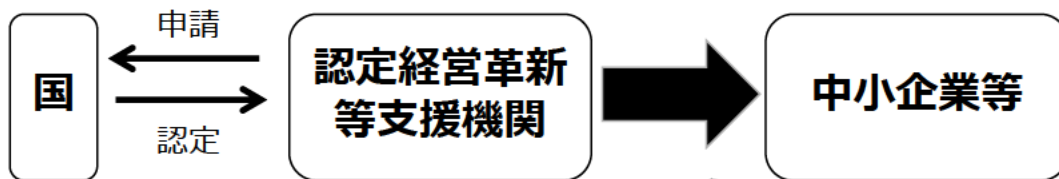
※ 支援措置は、計画認定を受けた自治体における事業者等が対象

**中小企業・小規模事業者関連措置Ⅱ**  
**～時代に対応した経営支援体制の基盤強化～**

# (1) 経営基盤強化のための支援能力確保 (中小企業等経営強化法改正)

- 中小企業の経営課題が複雑化する中、直近1年間で認定支援業務を行っていない者も約3割存在しており、経営革新等支援機関 (H24～) の支援の質を維持・確保していくことが必要。
- **経営革新等支援機関の認定制度**について、現状は一度認定を受ければ認定の効力が続くが、**認定期間に有効期間 (5年) を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する制度 (更新制) 等を導入**。また、法改正と併せて、経営革新等支援機関の活動実績を見える化。

## 認定革新等支援機関制度の概要

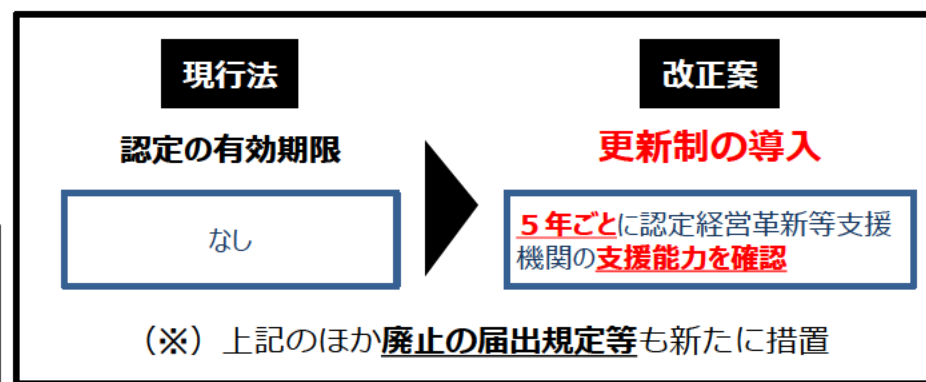


経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言 等

<認定支援機関の関与を要件とする各種支援策 (例) >

・ものづくり・商業・サービス補助金 ・経営改善計画支援事業 (405事業等) 等

## 改正法案での措置



## (参考) 認定状況 (平成29年12月)

税理士	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中小企業団 体中央会	中小企業 診断士	民間コンサル ティング会社	その他	金融 機関	合計
18,555	2,368	2,189	67	1,507	96	47	384	43	603	664	449	488	27,460

注：本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定経営革新等支援機関としての体制に含めている。

(※) **既に認定を受けている経営革新等支援機関**は、施行日から概ね5年以内に順次認定の有効期限がくるよう経過措置を規定



## (2) IT導入の加速化のための支援体制整備（中小企業等経営強化法改正）

- 中小企業の生産性向上のためには、会計クラウドソフト等のIT利活用の促進が不可欠であり、そのための支援体制整備が必要。
- 中小企業の生産性向上に資するITツールを提供するITベンダー等を「**情報処理支援機関**」として認定する制度を創設。新たに中小企業支援者に位置づけ、ITツールやITベンダーの見える化を推進。

### 中小企業のIT導入の課題

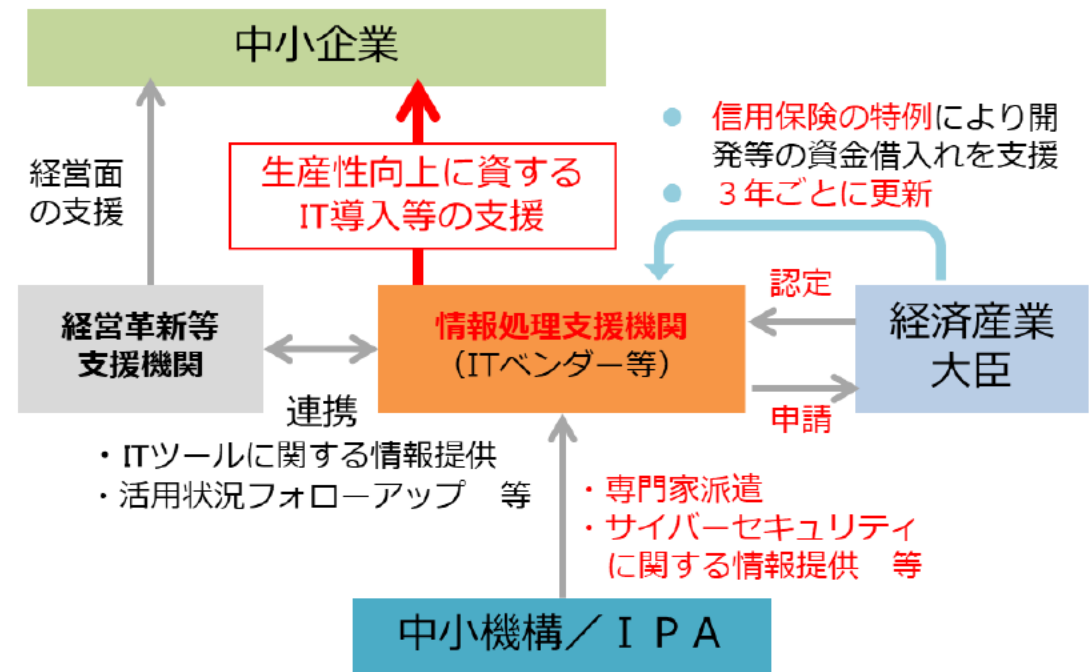
#### <高生産性企業はIT投資に積極的（小売の例）>

	構成比 (%)	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	設備投資額 (百万円)	情報処理・通信費 (百万円)	従業員一人当たり人件費 (百万円)	資本装備率 (百万円/人)
大企業小売業平均以上 中小企業 (n=383)	25.9	43.0	224.3	338.6	34.6	5.1	26.7
大企業小売業平均以下 中小企業 (n=1,095)	74.1	42.2	350.0	97.8	17.4	2.4	15.2
中小小売業全体 (n=1,478)	100	42.5	306.0	182.0	23.4	3.7	19.2

#### <IT導入補助金（平成28年度補正）の結果>

- 中小企業から「どのITツールに効果があり、安全に利用できるか分からない」との声
- 商工会議所、士業等の身近な支援機関と協業したベンダーが短期間で多くのIT導入を実現

### 改正法案での措置



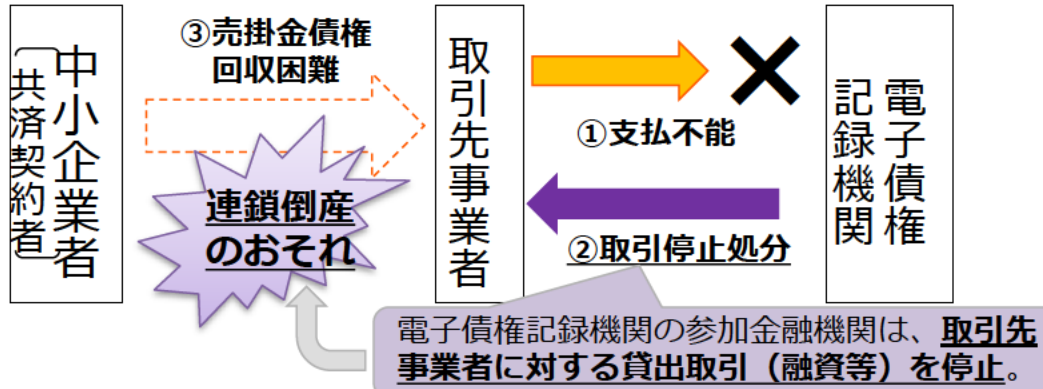
中小企業が使いやすいITツールの開発をITベンダーに促すとともに、中小企業のIT導入を通じた生産性向上を図る

### (3) IT化に対応したセーフティネットの整備 (中小企業倒産防止共済法改正)

- 新たな決済手段である電子記録債権の活用が進展。中小企業の更なるIT活用の高まりを見据え、電子記録債権の利用に伴う中小企業のセーフティネットを整備する必要。
- 中小企業倒産防止共済の共済金貸付事由について、現状では対象ではない電子債権記録機関による取引停止に係る事由を追加。

#### 現状

#### 電子債権記録機関の取引停止処分で連鎖倒産のおそれ

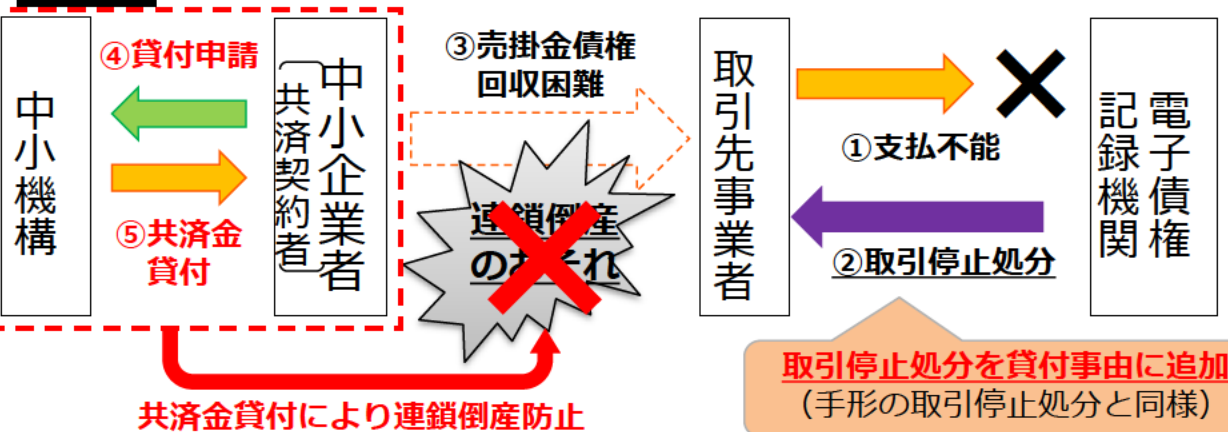


#### (参考1) 電子記録債権の状況

- 電子記録債権法（平成19年制定）に基づく決済手段。
  - 発生件数：13万件（H25）  
→158万件（H28）  
発生金額：1兆円（H25）  
→11兆円（H28）
- ※(株)全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の電子記録債権の実績。

#### 改正案

#### 電子債権記録機関の取引停止処分を倒産防止共済の貸付対象に



#### (参考2) 倒産防止共済制度の概要

- 予め掛け金を納付することで、取引先企業の倒産等により売掛金債権等が回収困難となった場合に、中小機構が共済金の貸付け（無担保・無保証人）を行うことで連鎖倒産を防止する制度（H28年度末在籍者：43万件）。
- 現行法の共済金貸付事由は、①手形交換所の取引停止処分、②破産手続き等の法的整理、③私的整理等。